

横浜市下水道局改良土プラント増設・運営事業者選定審査委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市下水道局改良土プラント増設・運営事業（以下「本事業」という。）に関するPFI事業者の選定を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の設置)

第2条 本事業に関するPFI事業者を、競争性、公正性、透明性を確保して選定するため、横浜市下水道局改良土プラント増設・運営事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の業務)

第3条 審査委員会は、本事業に関する次の事項を所掌する。

- ア 実施方針の検討
- イ 特定事業の選定・VFMの検討
- ウ 募集要項の検討
- エ 審査基準の検討
- オ 応募書類の審査、評価
- カ 審査委員会としての優先交渉者の選定
- キ 市長への審査委員会としての優先交渉者選定の報告

(審査委員会の期限)

第4条 審査委員会は、第3条の業務を達成したときに廃止する。

(組織)

第5条 審査委員会は、本事業及びPFI事業に係る金融・法務実務に精通した学識経験者の中から市長が委嘱した者4人をもって組織する。ただし、委員の辞職などにより審査に支障が生じたときは、市長は新たな委員を委嘱することができるものとする。

- 2 審査委員会に委員長を1人置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、審査委員会の会務を総括する。

(会議)

第6条 審査委員会は、委員長の承認を得て事務局が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 審査委員会の議事は、委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会に、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、本事業に参画してはならない。委員が本事業に参画したことが判明したときは、審査委員会は委員が関与した応募者を選考対象外とするものとする。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(審査結果の公表等)

第9条 横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成12年7月1日施行）第4条第1項の定めに基づき、委員長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 審査委員会における審査の経過及び結果は、公表する。

(事務局)

第10条 審査委員会の事務局は、下水道局技術開発担当が行う。

2 事務局員、アドバイザーその他審査委員会の場に出席した者は、審査等を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月28日から施行する。